

【 検査 】

538 HBc抗体半定量・定量の算定について

《令和7年5月30日》

○ 取扱い

- ① 次の傷病名に対するD013「6」HBc抗体半定量・定量の算定は、原則として認められる。
 - (1) B型肝炎の診断時
 - (2) B型急性肝炎
- ② 次の傷病名に対するD013「6」HBc抗体半定量・定量の算定は、原則として認められない。
 - (1) 肝機能障害、肝障害のみ
 - (2) 肝炎疑いのみ
 - (3) 急性肝炎のみ
 - (4) 慢性肝炎のみ
 - (5) C型肝炎疑い
 - (6) C型肝炎の診断時
 - (7) C型肝炎の経過観察
 - (8) C型急性肝炎
 - (9) C型慢性肝炎
 - (10) 肝硬変疑いのみ

○ 取扱いを作成した根拠等

HBc抗体は、B型肝炎ウイルスのコア抗原(HBc抗原)に対する抗体で、感染の比較的早期から血中に出現し、病状鎮静化後も長期間検出される。このため、HBc抗体半定量・定量は、B型肝炎ウイルス感染の有無や既往を含めた病態を知るために有用である。

以上のことから、①の傷病名に対するD013「6」HBc抗体半定量・定量の算定は、原則として認められると判断した。

一方、上記のHBc抗体測定の意味から、②の傷病名に対しては、当該検査の必要性は考えられないため、原則として認められないと判断した。